

運賃分科会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項及び法第9条の3第3項に規定される運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、東広島市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、運賃分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 協議運賃に関すること。
- (2) その他分科会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 分科会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 東広島市長またはその指名する者
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 中国運輸局長又はその指名する者
- (4) 住民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、次に掲げる期間とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

- (1) 前条第1号及び第3号に掲げる者にあつては、その職務に就いている期間。
- (2) 前条第2号に掲げる者にあつては、当該協議運賃に係る協議が終了するまでの期間。
- (3) 前条第4号に掲げる者にあつては、東広島市地域公共交通会議委員の任期と同様の期間。

2 委員は、再任することができる。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱又は解任されるものとする。

(会長)

第5条 分科会の会長（以下「会長」という。）は、第3条（1）に規定する者が務める。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、全会一致で決するよう努めるものとする。

4 会議は書面にて開催することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 分科会において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第8条 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分に配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 分科会の庶務は、東広島市地域公共交通会議事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。